

病気

介護

ケガ

賠償責任

に備える!

2022年度版
(1年間保存)

グループ損害保険 募集のご案内

(傷害総合保険、医療保険基本特約・疾病保険特約・がん保険特約・
介護一時金支払特約セット団体総合保険)

保険料
40%
割引

【グループ損害保険にご加入の皆さまへ】

2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、介護一時金、携行品損害補償および弁護士費用補償の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内いたしますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

(団体割引:20%
過去の損害率による
割引:25%)

コスモエネルギーグループの皆さまのために設計された、団体損害保険制度です。

ぜひこの機会にご加入をご検討下さい。

＼今すぐアクセス！手間をかけずに保険のお手続き！／

コスモエネルギーグループ損害保険制度のインターネット手続きサービス



24時間

いつでもアクセス



スマートフォン

でも手続きOK



申込書のご提出は
不要です



簡単！便利！
わかりやすい！

募集期間:

2022年9月1日(木)～

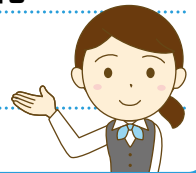
2022年9月30日(金)まで

※システム調整のため、一部の時間帯で
ご利用いただけない場合がございます。

インターネット手続きの詳細はP.22をご確認ください。

2022リニューアル内容

- ①「天災危険補償なし」タイプを「天災危険補償あり」タイプに統一し、補償を充実化
- ②以下のプランに熱中症危険補償を追加
普通傷害(個人型)、お手軽あんしんプラン、日常トラブルあんしんプラン
- ③交通傷害型(交通事故死亡・後遺障害のみ)の廃止



取扱幹事代理店

株式会社コスモトレードアンドサービス 保険部 TEL:03-3798-9318

申込締切日

2022年9月30日(金)

保険期間

2022年11月25日(金)午後4時から1年間

保険料のお支払い

2022年12月給与から毎月控除

提出先

コスモトレードアンドサービス 本社 保険部

グループ損害保険に入る 「メリット」ご存知ですか？

このパンフレットで
ご案内の保険は
福利厚生の一環として運営する
グループ損害保険
です

メリット ①

保険料が割安！
40%割引!!

(団体割引:20%
過去の損害率による割引:25%)

メリット ②

毎年見直しができ
ご家族も安心!

(離れて暮らす親御さまも
加入できます!)

メリット ③

給料引き落としで
お支払いも簡単!

(月払でラクラク!)

まずは
保険について
ちょっと考えて
みましょう。

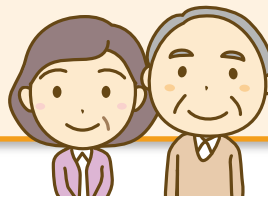
※詳細は本文でご確認ください。

メリット ④

退職後もサポート!

(OB団体への移行できます!※)

※自己都合退職を除く



コスモトレードアンドサービスは、
グループの保険代理店なので、お申込みや支払い手続きも簡単・便利。
お困りのことや、わからないことなども、お気軽にご相談いただけます。
大切なご自身とご家族のために、是非ご活用ください。

グループ損害保険について

この機会に
気になる保険を
チェックして
みましょう！



病気に備える保険 新・団体医療保険

P.5~6

病気・介護

(新・団体医療保険)



病気あんしんプラン

P.7

がんあんしんプラン

P.8

介護あんしんプラン

P.9~10

毎日を楽しむための安心サポート 団体傷害保険～傷害総合保険～

P.11~12

ケガ

(傷害総合保険)



ケガあんしんプラン

P.13~16

お手軽あんしんプラン

月々 **1,010円** でケガの入院・通院・個人賠償責任等を補償！

相手への
賠償

P.17


日常トラブルあんしんプラン

P.18~20

子どもあんしんプラン

P.21

グループ損害保険のライン

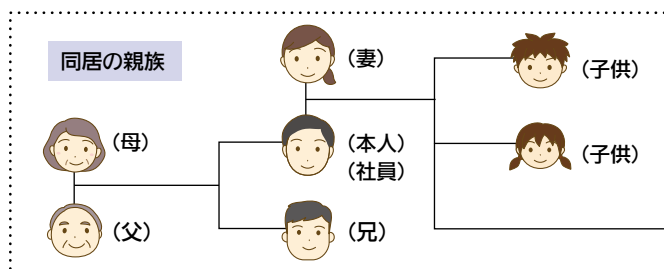
区分	ポイント	死亡・後遺障害	入院	手術	先進医療
病気・介護 (新・団体医療保険)	病気あんしんプラン 『病気』を補償(ケガは対象外)。病気による入院や所定の手術を補償(通院は対象外)。オプションで、病気・ケガの 先進医療の補償 が可能。		● 病気のみ	● 病気のみ	▲ オプション
	がんあんしんプラン 『がん』を補償(その他の病気は対象外)。がんによる入院、外来治療や所定の手術を補償。 がん診断保険金や入院・退院の一時金も補償。		● がんのみ	● がんのみ	
	介護あんしんプラン 『介護』を補償。公的介護保険を補完し、 本人もしくは親御さまが所定の介護状態になった場合に一時金をお支払いします。				
ケガ (傷害総合保険)	ケガあんしんプラン 個人型・夫婦型・家族型*をご用意しています。 『ケガ』を補償(病気は対象外)。ケガ全般をカバーする(普通傷害型)と交通事故によるケガに限定した(交通傷害型)をご用意。普通傷害型はオプションで、 携行品やゴルフの補償が可能。	● ケガのみ	● ケガのみ	● ケガのみ	
	お手軽あんしんプラン 『ケガ』と『個人賠償責任』を補償(病気は対象外)。ケガによる死亡・後遺障害は対象外とし、 保険料の負担は少なく、新規加入の方にもオススメ!		● ケガのみ	● ケガのみ	
	日常トラブルあんしんプラン 『ケガ』・『個人賠償責任』・『弁護士費用』を補償(病気は対象外)。 法的トラブルに対処する 法律相談費用と弁護士委任費用をカバー。	● ケガのみ	● ケガのみ	● ケガのみ	
	子どもあんしんプラン 子どもの『ケガ』や『育英費用』を補償。 オプションで、個人賠償責任の補償が可能。	● ケガのみ	● ケガのみ	● ケガのみ	

※ケガあんしんプラン(家族型)をお選びになる場合の参考

ご家族型の「ご家族の範囲」は以下のとおりです。

- ご本人
- 配偶者
- 本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族、3親等内の姻族)
- 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

【ご家族の範囲例】



ナップを確認しましょう！

通院	診断一時金	介護	育英費用	第三者への賠償責任	携行品	ホールインワン アルバトロス	弁護士費用
● がん外来	● がんのみ	● 病気あんしんプランと セットでのご加入がオススメ					
		● ご自身の補償はもちろん 親御さまも補償の対象となります。					
● ケガのみ			●	●	▲ オプション	▲ オプション	
● ケガのみ			●	●		●	● 最近話題の 法的トラブルを 補償します。
● ケガのみ			●	●	●	●	● 訴訟
● ケガのみ			●	▲			

P.7

P.8

P.9

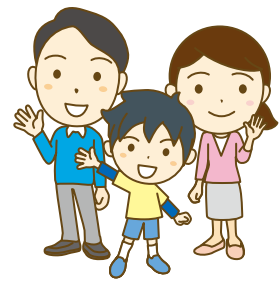
P.13

P.17

P.18

P.21

別居の未婚の子
(大学生の娘)



■ お得な保険料でライフステージに合わせた選べる補償を
結婚や出産、子どもの進学や住宅の購入等、ご自身のライフステージの変化に合わせて入院・手術等の補償をお得な保険料でご用意できる保険です



POINT 01

団体割引の適用でこんなにお得

保険料支払いモデルケース

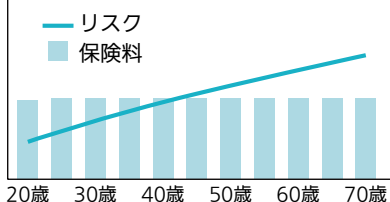
 <p>~24歳 スタンダードコース にご加入の場合</p> <p>月々のお支払い額 240円/月</p>	<p>割引なしの場合 400円/月</p> <p>割引なしの場合よりも 年間 1,920円 お安くなります!</p>	 <p>30~34歳 デラックスコース+ がん安心プランに ご加入の場合</p> <p>月々のお支払い額 1,320円/月</p>	<p>割引なしの場合 2,130円/月</p> <p>割引なしの場合よりも 年間 9,720円 お安くなります!</p>
---	--	---	--

※実際のお支払いはご加入内容や病気等の状態により異なります。

●一般的な医療保険

保険を見直しにくい

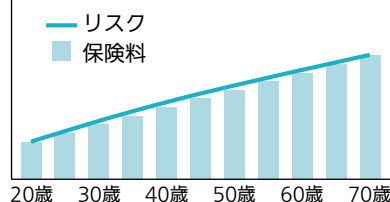
- 保険料が加入時から変わらない
- リスクに対して一定期間割高になるが年齢が上がるとともに割安に



●新・団体医療保険

保険を見直しやすい

- 加入者の年齢に応じて保険料が5歳ごとに見直される
- リスクに応じた保険料を支払うことができる



POINT 02

ご家族もご加入いただける手厚い補償

- 1 入院・手術の費用をしっかり補償!**
入院や手術にかかる費用はもちろん、入院すると治療費以外でも出費が増えるため、定額の入院保険金からやりくりしましょう。

 - 入院1日から補償
 - 1回の入院180日まで補償*
 - 手術は何度でも補償

※1入院180日限度、通算支払限度1,000日といたします。
- 2 加入手続きはweb上で入力するだけ**
医師の診査は不要です。なお、告知の内容によりご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。
- 3 ご家族も加入OK**
新規加入は満69歳まで、それ以降は満79歳まで継続更新いただけるので、配偶者やお子さまはもちろん、親御さまのご加入もご検討いただけます。
- 4 不安な時は専門家に相談を**
「SOMPO健康・生活サポートサービス」が病気に関するご相談や、医療についてのお悩み等、専門医療スタッフが電話でお答えします。



加入された
お客さまの声

自分だけでなく
家族も一緒にお得
に加入できる!



会社の保険で
信用できるから
安心



団体割引で
保険料が安かったので
加入しました



POINT 03

どんな時に保険金を受け取れるの?

【保険金のお支払い事例】



胃腸炎
入院期間:3日間
手術内容:なし
保険金お支払額
15,000円
※病気あんしんプラン(A型)の場合

胃がん
入院期間:20日間
手術内容:あり
保険金お支払額
3,750,000円
※病気あんしんプラン(A型)+
がんあんしんプランの場合

大腸ポリープ
入院期間:日帰り入院
手術内容:あり
保険金お支払額
55,000円
※病気あんしんプラン(A型)の場合

※実際のお支払いはご加入内容や病気等の状態により異なります。

POINT 04

選べる特約で、あなたにあった安心を

もしもの時の備え方は1つではありません。必要な特約を選んで無理のないお支払いで補償を充実させましょう。

【選べる特約】

先進医療等費用補償特約

お支払額 **500万円**
月払保険料 **40円**
30歳~34歳の場合



病気・ケガにより先進医療等(先進医療および臓器移植術)を受けた場合に、先進医療の技術料や臓器移植に要する費用をお支払いします。

※「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan.html>

TOPICS

「先進医療等費用保険金」直接支払制度

先進医療等費用補償特約にご加入のお客さまに安心して治療を受けていただくため、先進医療のうち、高額な治療費がかかるケースの多い「陽子線治療」・「重粒子線治療」を対象に、医療機関への先進医療等費用保険金の直接支払を実施しています。

年間実施人数 1,196人	陽子線治療 一人当たり平均費用 約271万円	年間実施人数 703人	重粒子線治療 一人当たり平均費用 約312万円
-------------------------	-------------------------------------	-----------------------	--------------------------------------

出典:厚生労働省 令和2年12月3日「第93回先進医療会議」資料
※2021年4月1日現在、先進医療からはずされている技術は除いています。
※先進医療に係る技術料は上記資料より算出した平均費用です。
実際の技術料は、実施する医療機関等により異なります。

介護一時金

お支払額 **300万円**
月払保険料 **20円**
30歳~39歳の場合



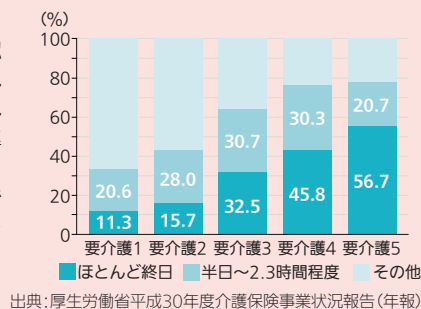
病気・ケガにより公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合、または所定の要介護状態(損保ジャパンが定める所定の要介護状態をいい、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。)が90日を超えて継続した場合に、介護一時金をお支払いします。一時金のため、被保険者の目的に応じてご利用いただくことが可能です。

TOPICS

元気なうちに始める介護の準備

高齢化社会が進む今、要支援・要介護認定者は年々増加しています。いつか訪れる親御さまの介護、突然訪れるかもしれないご自身の介護、気になるけど何を準備すればいいのかわからない...という方は多いでしょう。介護の不安を一人で抱え込まずに周りやプロのサポートを活用することが大切です。

同居している主な介護者の介護時間の構成割合



お申込手続きは、こちらから。

加入のお手続きはインターネットから行えます。下記のURLまたは二次元コードからアクセスください。

<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=7icdtEnxUqjA1h23aJwlvahAlpEqS3F5xWoc57LZ75M=>



病気あんしんプラン A・B型

告知要

先進医療等費用補償特約(オプション) S型

ご加入にあたり告知が必要です。
健康なうちには是非ご加入を!

■ 病気による入院・手術の補償です。



※ケガは補償の対象となりません。ケガを補償の対象としたい場合は傷害編(P.11以降)をご参照ください。(ただし、先進医療等費用補償特約にご加入された場合は、ケガであっても先進医療等費用補償特約部分のみ補償の対象となります。)



◆入院したときには…

●入院1日目から補償します。1回の入院180日限度、通算の入院日数1,000日分までのお支払いとなります。

◆手術を受けたときには…

●入院中の手術は入院保険金日額の10倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍を補償します。(一部の軽微な手術は対象外となります。)
●何度でもお支払いしますので安心です。
●手術の種類によっては回数制限があります。

◆ご加入手続きは簡単です。

●ご加入に際して、医師の診査は不要です。加入依頼書・健康状態に関する告知書に、ご加入希望の内容と現在の健康状態等を記載のうえ提出していただくだけで、簡単にご加入手続きができます。
ただし、告知の内容によりご加入をお断りする場合や特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

おすすめ

先進医療特約

(先進医療等費用補償特約)

●先進医療を500万円まで補償!

●高額な先進医療技術や臓器移植に要する費用および交通費等を特約でカバー

この特約の特長

疾病や傷害を直接の原因として、日本国内において先進医療^(注1)や臓器移植術^(注2)を受けたときに、負担した費用を先進医療等費用保険金額を限度に支払います。(健康保険等、公的医療保険制度等から給付される金額を除きます。)治療を受けるために必要とした病院までの交通費も対象となります。

(注1)「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)

(注2)臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の規程に基づいて摘出された臓器によって行われる移植術をいいます。

※先進医療特約を追加される場合は、再告知(告知書の再提出)が必要となりますのでご注意ください。また、再告知により新たに「補償対象外となる疾病群」が追加された場合、その「補償対象外となる疾病群」は、追加した先進医療特約だけでなく、ご加入いただいているすべての補償内容に適用されます。

■ 補償内容と保険料

〈保険期間:1年 団体割引:20%・過去の損害率による割引:25%〉

補償内容	スタンダードコース (A型)	デラックスコース (B型)
疾病入院保険金 (1回の入院180日限度、 通算支払限度1,000日)	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円
疾病手術保険金	〈入院中の手術〉 疾病入院保険金日額の10倍 〈外来の手術〉 疾病入院保険金日額の5倍	
年齢 保険始期時の満年齢によります。	月払保険料	
～24歳	240円	480円
25～29歳	340円	670円
30～34歳	400円	800円
35～39歳	440円	860円
40～44歳	470円	930円
45～49歳	600円	1,180円
50～54歳	750円	1,490円
55～59歳	1,100円	2,180円
60～64歳	1,460円	2,920円
65～69歳	2,230円	4,440円
70～74歳	3,350円	6,680円
75～79歳	4,750円	9,490円



先進医療等費用補償特約(S型)(オプション)

先進医療等費用保険金500万円まで実費払い

月払保険料

40円

日帰り入院
手術も補償

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.25以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金お支払事例

大腸ポリープと診断され、日帰り入院[※]により手術をしたケース
※医療機関発行の領収書上、「入院料」の算定がある場合をいいます。

【下記内容で保険加入の場合】

・病気あんしんプラン スタンダードコース(A型)
 疾病入院保険金:日額5,000円
 特定疾病等対象外特約(不担保疾病):なし



●疾病入院保険金日額(5,000×1日)…………… 5,000円

●疾病手術保険金
 (内視鏡的大腸ポリープ切除術、入院保険金日額の10倍)… 50,000円

保険金支払金額

55,000円

告知の大切さについてのご説明

○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただけたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

・新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。

・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。

・ご契約は1年毎の更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

・ご加入は、被保険者1名につき1口です。

・**保険期間の途中で型変更はできませんのでご注意ください。**

・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2022年6月現在)

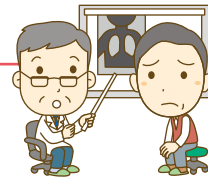
●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

がんあんしんプラン C型

告知要

「病気あんしんプラン」とセット加入がオススメ!

■ がんによる入院や外来治療、一時金等をお支払いします。



◆「がん」で入院したときには…

- 1日目から日数無制限でお支払いします。

◆外来治療を開始されたときには…

- 「がん」と診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対しお支払いします。

◆手術を受けたときには…

- 「がん」の治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合に補償します。(手術の種類によっては回数・保険金の額に制限あり)

■ 補償内容と保険料 <保険期間:1年 団体割引:20%・過去の損害率による割引:25%>

補償内容	がんあんしんプラン (C型)
がん入院保険金(1日につき)	20,000円
がん外来治療保険金(1日につき)45日限度	10,000円
がん手術保険金	入院中の手術:がん入院保険金日額の10倍 外来の手術:がん入院保険金日額の5倍
がん診断保険金(2回目以降2年以内のがん診断は対象外)	300万円
がん入院一時金 (180日を超える入院時が対象 30日に満たない日の再入院は対象外)	10万円
がん退院一時金 (20日を超える入院時が対象 30日に満たない日の再入院による退院は対象外)	10万円
年齢 (保険始期時の満年齢によります。)	月払保険料
~24歳	260円
25~29歳	280円
30~34歳	520円
35~39歳	740円
40~44歳	1,080円
45~49歳	2,000円
50~54歳	3,240円
55~59歳	4,580円
60~64歳	6,360円
65~69歳	9,270円
70~74歳	11,490円
75~79歳	13,550円

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.25以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金お支払事例

【下記内容で保険加入の場合】

- ・病気あんしんプラン スタンダードコース(A型) 疾病入院保険金:日額5,000円
- ・がんあんしんプラン(C型)

初めて肺がんと診断され、入院したケース



※待機期間(ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日間)はご加入初年度のみ設定され、この期間中に診断確定されたがんについては補償の対象外となります。

- ・新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。
- ・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- ・ご契約は1年毎の更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- ・ご加入は、被保険者1名につき1口です。
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2022年6月現在)

●団体割引、過去の損害率による割引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

介護あんしんプラン **K型**親孝行一時金支払特約(オプション) **O型**

■ 社員自身もしくは社員の親御さまが所定の要介護状態になった際に一時金をお支払いします。

1. 一時金をお支払いします。

公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態(公的介護保険制度における“要介護2相当から”)に該当し、所定の期間を超えて継続した場合に、保険金として一時金をお支払いします。(P.27参照)

※損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

2. SOMPO笑顔倶楽部のご利用が可能です。

SOMPO笑顔倶楽部は、MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。

(注)SOMPO笑顔倶楽部のURLやご利用方法につきましてはご加入後にご案内します。

SOMPO笑顔倶楽部」の
主なコンテンツ

- ①認知症知識・最新情報
- ②認知機能チェック
- ③サービナビゲーター
- ④認知機能低下の予防サービスの紹介
- ⑤介護に関するサービスの紹介

※詳細は右記をご確認ください。

■ 補償内容と保険料 (保険期間:1年 団体割引:20%・過去の損害率による割引:25%)

補償内容	介護あんしんプラン (K型)
介護一時金 (90日を超える要介護または 要介護2から5に該当する認定を 受けた場合が対象 1回かぎり)	300万円
年齢 (保険始期時の満年齢によります。)	月払保険料
加入する本人の年齢	
~39歳	20円
40~44歳	40円
45~49歳	100円
50~54歳	200円
55~59歳	420円
60~64歳	830円
65~69歳	1,420円
70~74歳	3,010円
75~79歳	6,300円

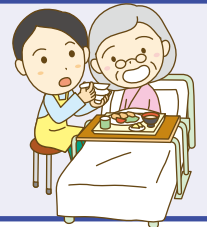
補償内容	親孝行一時金支払特約 (O型)(オプション)
親孝行一時金 (90日を超える 要介護が対象 1回かぎり)	100万円
年齢 (保険始期時の満年齢によります。)	月払保険料 (親御さま1人あたり)
親御さまの年齢	
~39歳	-
40~44歳	20円
45~49歳	30円
50~54歳	50円
55~59歳	90円
60~64歳	190円
65~69歳	400円
70~74歳	850円
75~79歳	1,770円
80~84歳	3,560円
85~89歳	6,640円

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.25以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ご加入例

ご本人40歳、父親69歳、母親72歳のケース

ご本人	介護あんしんプラン (K型) 40円	+	父親	親孝行一時金支払特約 (O型) 400円	+	母親	親孝行一時金支払特約 (O型) 850円	=	月払保険料 1,290円
-----	--------------------------	---	----	----------------------------	---	----	----------------------------	---	-----------------



■ 告知について

ご加入にあたり、健康告知書*のご提出が必要となります。 ※加入をご希望の方は、取扱代理店よりお送りいたしますのでご連絡ください。

- 介護あんしんプランのみ加入の場合: 被保険者ご本人の告知書
- 親孝行一時金支払特約とセットで加入の場合: (介護あんしんプランに加入する) 被保険者ご本人の告知書 ・加入する親御さまの告知書

- 介護あんしんプランは、新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。
- 親孝行一時金支払特約は、新規加入の場合、親御さまの年齢が満40歳以上満79歳以下(継続加入の場合は満89歳)までの方が対象となります。
- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- 親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者(加入者の親御さま)の保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- ご契約は1年毎の更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- ご加入は、被保険者1名につき1口です。
- 保険期間の中途での型変更はできませんのでご注意ください。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2022年6月現在)

「介護」のこと、ご存知ですか？

1 公的介護保険制度の要介護度によらず、介護する家族に負担がかかります！

「介護が大変になるのは重度の介護になってから」と考えがちです。しかし実際は、要介護2の方を介護をする場合でも、約50%の人が「1日あたり2～3時間程度」の時間を要しており、大きな負担を強いられているのです。
※出典：厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」平成25年

2 公的介護保険制度の対象外となるサービスは自己負担です！

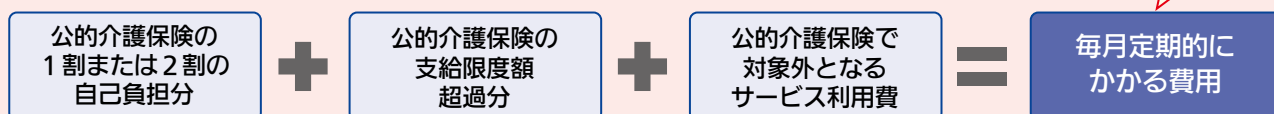
公的介護保険制度には要介護区分に応じて支給限度額があり、支給限度額を超えた部分については利用者の全額自己負担になるほか、配食サービスやショートステイの滞在費などは支給対象外となります。

親などを介護する場合の不安

- 第1位 自分の肉体的精神的負担
- 第2位 自分の時間が拘束される
- 第3位 公的介護保険だけでは不十分
- 第4位 自分の経済的負担

※出典：生命保険文化センター「生活保障に関する調査」平成25年度

月平均7.9万円



※出典：生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」平成27年度

親御さまの「介護」への備えは万全ですか？



ご本人

突然親に介護が必要になってしまったら、介護費用を払ってあげられるだろうか。子供の学費や家のローンで他にもお金がかかるし、心配だなあ。



奥さま

育児に加えて介護もするとなると、とても仕事は続けられないわ。仕事を辞めたら生活も苦しくなるし、24時間介護と向き合うなんて辛いわ。どうしよう。



お父さま

自分に介護が必要になっても子ども達には迷惑をかけたくないなあ。誰か自分の世話をしてくれる人を見つけられないだろうか。

「介護あんしんプラン(K型)」「親孝行一時金支払特約(O型)」は、介護費用の負担に対する備えはもちろんのこと、SOMPO笑顔倶楽部をご利用いただくことで、ご自身・ご家族の介護負担の軽減を実現します！

「SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスをご提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
サービスナビゲーター	お客様の日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。
認知機能低下の予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。
介護に関するサービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

(注1)本サービスは、サービス利用時点における介護一時金支払特約・親孝行一時金支払特約セット新・団体医療保険の加入者さま、被保険者さまおよびそのご家族の方がご利用できます。

(注2)お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

(注3)本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびサービスパートナー企業が提供するサービスです。

(注4)本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客様のご負担となります。

(注5)本サービスは2022年6月時点のものであり、予告なく変更または中止する場合があります。

(注6)本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

毎日を楽しむための安心サポート

団体傷害保険～傷害総合保険～

毎日過ごしていれば、いろいろ起こるあんなことやこんなこと。

ケガをしたり物を破損してしまっても、団体傷害保険が日常やレジャー等 あらゆる場面での頼れるパートナーとしてサポートします。

■ 備えて安心、日常で起こる「こんな時」

ご自身・ご家族への補償



スポーツで

ジョギング中に右足首を捻挫して10日間通院した

お支払い
保険金 **2.4万円**



日常の不注意で

散歩中、飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた

お支払い
保険金 **30万円**



相手方への補償



自転車で

横断歩道を歩いていた高齢者と接触しケガをさせた

お支払い
保険金 **1,128万円**



子どもが

子どもが駐車中の自動車にボールをぶつけて窓ガラスを破損してしまった

お支払い
保険金 **35万円**



日常の不注意で

水道の蛇口を閉め忘れマンションの階下に水漏れを起こしてしまった

お支払い
保険金 **200万円**



自転車運転中に必要な補償をカバーできます

cover



自身のケガに関する出費

近年、自転車保険加入を義務化する自治体は増加しています。

cover



相手への損害補償

高額な賠償義務を負担する自転車事故の例も発生しています!

賠償金 **9,521万円**

男子小学生が自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)



ケガをした時に頼れる補償(ご自身・ご家族)

日常の中で、「あ、あぶない!」というシーンは誰にでもあります。万が一ケガをしてしまったら、団体傷害保険の補償を受けられます。

入院・通院
1日から
補償

日帰り手術
も補償

地震・噴火
または
これらによる
津波も補償



ケガをさせてしまったり物を破損して賠償責任が生じた時も補償(相手方)

ご自身やご家族がまさかのトラブルで損害補償をしなければならなくなった時にも保険をお使いいただけるよう、個人賠償責任補償特約付です。

国内外
補償

示談交渉
サービス
付き



保険金のご請求はLINEでやり取りOK

事故のご連絡から保険金のお支払いまでLINEで行き違いなくスムーズにやり取りができます。

加入された

お客さまの声

団体割引でお得に加入できた!



家族と一緒に契約するとお得で手続きも簡単。



事故の時もすぐに対応してくれ心強かったな。



割引 **40%** ご家族も加入 **OK!**

※団体割引:20%、過去の損害率による割引:25%

■ 団体保険でお得な保険料で、安心・充実の補償を

ご世帯の種類に合わせて選べる保険料

モデルケース

夫婦・子どもの ファミリー世帯

※被保険者満33歳、配偶者満29歳の場合



AT1プラン

月々のお支払い額

2,400円/月

通常加入の場合は 3,930円/月

通常加入よりも1年で**18,360円**
お安くなります！

共働きの 夫婦世帯

※被保険者満26歳、配偶者満24歳の場合



BT2プラン

月々のお支払い額

4,900円/月

通常加入の場合は 7,980円/月

通常加入よりも1年で**36,960円**
お安くなります！

単身世帯

※被保険者満26歳の場合



ST1プラン

月々のお支払い額

1,010円/月

通常加入の場合は 1,640円/月

通常加入よりも1年で**7,560円**
お安くなります！

団体割引等により、個人で加入するより保険料が**40%割引!**

個人保険※1

保険料 **29,268円/年(2,439円/月)**

40%割引適用で

年間**13,188円**
安くなります！

コスモエネルギーグループ団体保険※2

保険料 **16,080円/年(1,340円/月)**

※保険期間:2022年11月25日~2023年11月25日の契約に適用されます。 ※割引率は毎年見直されます。 ※損保ジャパンの保険商品で比較。

※1 個人用傷害所得総合保険『THEカラダの保険』(CT1プランと同等の補償で設計、69歳以下の場合)

※2 「コスモエネルギーグループ団体保険 傷害保険(CT1タイプ)」団体傷害保険(ケガあんしんプランの場合)

TOPICS

不安を安心にかえるための充実ケア SOMPO 健康・生活サポートサービス

「SOMPO 健康・生活サポートサービス」では様々な経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話で健康に関するご相談にお答えしたり、医療に関する情報をご提供いたします。



サービス
内容

健康・
医療相談

+

医療機関
情報提供

+

専門医相談
(予約制)

+

人間ドック等
検診・検査
紹介・予約

+

法律・税務
年金相談※
(予約制・30分間)

+

メンタル
ヘルス相談

+

メンタル
ITサポート
(WEBストレス
チェック)

※一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

(注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。(注4)ご相談内容やお取次ぎ事情によっては有料となるものがあります。

(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お申込手続きは、こちらから。

加入のお手続きはインターネットから行えます。下記のURLまたは二次元コードからアクセスください。

<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=vYQjIOSjHiBDdTT3cOAB53GxQUQKpDsxnBxOpyZjIQ0=>



ケガあんしんプラン

(普通傷害型)

今年度より「天災補償危険特約あり」のみとなりました。

「病気あんしんプラン」とセット加入がオススメ!

■ ケガによる死亡・後遺障害、入通院、手術を補償します。

保険金額と保険料(ご加入は、1タイプにつき1口のみです)

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、後遺障害等級限定補償特約

■ 基本コース

家族型	天災危険補償特約あり		保険金額									個人賠償
	タイプ	月払保険料	本人			配偶者			親族			
			死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	
AT1	2,400円	340万円	3,600円	2,400円	160万円	1,800円	1,200円	160万円	1,800円	1,200円	3億円	
AT2	4,640円	620万円	7,200円	4,800円	310万円	3,600円	2,400円	310万円	3,600円	2,400円		
AT3	6,760円	1,020万円	10,800円	6,000円	490万円	5,400円	3,600円	490万円	5,400円	3,600円		

夫婦型	天災危険補償特約あり		保険金額									個人賠償
	タイプ	月払保険料	本人			配偶者			親族			
			死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	
BT1	2,480円	660万円	4,800円	3,000円	300万円	3,600円	2,400円	—			3億円	
BT2	4,900円	1,380万円	9,600円	6,000円	600万円	7,200円	4,800円	—				
BT3	6,070円	1,680万円	14,400円	6,000円	900万円	10,800円	6,000円	—				

個人型	天災危険補償特約あり		熱中症危険補償特約セット 保険金額									個人賠償
	タイプ	月払保険料	本人			配偶者			親族			
			死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	
CT0	400円	50万円	2,000円	500円	—			—			3億円	
CT1	1,340円	560万円	3,600円	2,400円	—			—				
CT2	2,570円	1,040万円	8,400円	4,800円	—			—				
CT3	3,640円	1,720万円	12,000円	6,000円	—			—				

手術保険金の額は次の支払区分・倍率にてお支払いします。

(1)入院中の手術:入院保険金日額の10倍 (2)外来の手術:入院保険金日額の5倍。(一部の軽微な手術は対象外となります。)

※普通傷害型(個人型)、お手軽あんしんプラン、日常トラブルあんしんプランのタイプに熱中症危険補償特約を追加しています。

お支払いする事故

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.32以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

■ 基本コース

傷害事故 日本国内・国外を問わず交通事故を含む急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

●これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無などに関係なくお支払いします。

【例】



車にはねられてケガ



料理中にやけど

天災危険補償特約

地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガも補償の対象とすることが可能です。

NEW

熱中症危険補償特約

日射または熱射による身体の障害に対しても、保険金(死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)をお支払いします。



階段から落ちてケガ



スポーツ中にケガ

「急激」とは

突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは

ケガの原因が被保険者(保険の対象となる方)の身体の外からの作用によることをいいます。



ハイキング中にケガ



犬に噛まれてケガ

例えば、靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

※「お手軽あんしんプラン」「日常トラブルあんしんプラン」とは重複してご加入いただけません。

(第1級～第7級)セット(保険期間:1年 職種級別:A級 団体割引:20%・過去の損害率による割引:25%)

■ 選択コース(オプション)

+

家族型	携行品損害 (自己負担額1事故3,000円)		
	タイプ	月払 保険料	保険金額
	X1	80円	10万円
	X2	120円	20万円
	X3	230円	40万円

+

ホールインワン・ アルバトロス費用		
タイプ	月払 保険料	保険金額
Y1	140円	20万円
Y2	350円	50万円
Y3	700円	100万円

+

夫婦型	携行品損害 (自己負担額1事故3,000円)		
	タイプ	月払 保険料	保険金額
	X4	60円	10万円
	X5	90円	20万円
	X6	180円	40万円

+

ホールインワン・ アルバトロス費用		
タイプ	月払 保険料	保険金額
Y1	140円	20万円
Y2	350円	50万円
Y3	700円	100万円

+

個人型	携行品損害 (自己負担額1事故3,000円)		
	タイプ	月払 保険料	保険金額
	X7	50円	10万円
	X8	80円	20万円
	X9	150円	40万円

+

ホールインワン・ アルバトロス費用		
タイプ	月払 保険料	保険金額
Y1	140円	20万円
Y2	350円	50万円
Y3	700円	100万円

■ 保険の対象となる方

- 本人(被保険者欄に記載されている方)
- 本人の配偶者
- 本人またはその配偶者の同居の親族
- 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

※ホールインワン・アルバトロス費用は本人のみ。
※個人賠償の被保険者についてはP.33～34をご確認ください。

- 本人(被保険者欄に記載されている方)
- 本人の配偶者

※ホールインワン・アルバトロス費用は本人のみ。
※個人賠償の被保険者についてはP.33～34をご確認ください。

- 本人(被保険者欄に記載されている方)

※個人賠償の被保険者についてはP.33～34をご確認ください。

特定感染症も 特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合にそれぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。

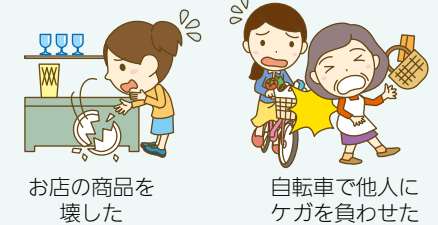
対象 新型コロナウイルス(COVID-19)、O157、MERS、SARS、コレラなど
対象外 デング熱、狂犬病、マラリアなど

■ 基本コース

賠償事故 **個人賠償責任補償** 日本国内・国外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用をお支払いします。(ゴルフ場敷地内のゴルフカートによる賠償事故を含みます。)

- 自動車保険、火災保険に個人賠償責任特約をセットされている場合は、補償が重複する可能性がありますので、ご契約内容をご確認ください。
- 「示談交渉サービス」利用可能(日本国内のみ)

【個人賠償責任補償の例】



■ 選択コース(オプション)

携行品損害 日本国内・国外問わず被保険者の居住する建物外での偶然な事故による身の回り品の破損、盗難などを補償します。乗車券等または現金等については合計して5万円を限度とします。(自己負担額1事故3,000円)



ホールインワン・アルバトロス費用 (本人のみ)日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として行う祝賀会の費用等を補償します。
(注)保険期間の開始時より前に発生した事故(ケガ、損害、ホールインワン・アルバトロス費用)によるものは、保険金をお支払いできません。



タイプ廃止による読替表

⚠️ ご注意ください!!

2022年のご契約より「天災危険補償特約なし」タイプは廃止となります。

(「天災危険補償特約あり」タイプに統一)

「天災危険補償特約なし」タイプにご加入いただいていた方は、

「天災補償特約あり」タイプ(AT1など、Tが付くタイプ)にてご案内をしております。

タイプによっては保険料変動が異なります。補償内容やタイプ変更につきましては代理店にご確認、ご相談ください。

ご参考：“天災危険補償なし”から“天災危険補償あり”へ意向したタイプの保険料対比

●ケガあんしん
プラン
(普通傷害型)

2021年			2022年		
家族型	変更前(天災危険補償)		変更後(天災危険補償自動セット)		差額
	タイプ	月払保険料	タイプ	月払保険料	
	A1(天災危険補償なし)	2,520円	AT1	2,400円	-120円
	A2(天災危険補償なし)	4,830円	AT2	4,640円	-190円
A3(天災危険補償なし)	7,030円	AT3	6,760円	-270円	
夫婦型	変更前(天災危険補償)		変更後(天災危険補償自動セット)		差額
	タイプ	月払保険料	タイプ	月払保険料	
	B1(天災危険補償なし)	2,560円	BT1	2,480円	-80円
	B2(天災危険補償なし)	5,060円	BT2	4,900円	-160円
B3(天災危険補償なし)	6,230円	BT3	6,070円	-160円	
個人型	変更前(天災危険補償)		変更後(天災危険補償自動セット)		差額
	タイプ	月払保険料	タイプ	月払保険料	
	C0(天災危険補償なし)	280円	CT0*	400円	120円
	C1(天災危険補償なし)	1,380円	CT1	1,340円	-40円
	C2(天災危険補償なし)	2,640円	CT2	2,570円	-70円
C3(天災危険補償なし)	3,700円	CT3	3,640円	-60円	

※通院補償:500円が付帯されました。

●ケガあんしん
プラン
(交通傷害型)

	変更前	
	タイプ	保険料
交通事故 死亡・ 後遺障害 のみ	N1	90円
	N2	170円
	N3	260円

読替プランはありません。
代理店までお問合せ下さい。

ケガあんしんプラン

(交通傷害型)

N1~N3タイプには今年度よりご加入いただけません。

「病氣あんしんプラン」とセット加入がオススメ!

■ 交通事故のケガによる死亡・後遺障害、入通院、手術を補償します。



※「お手軽あんしんプラン」「日常トラブルあんしんプラン」とは重複してご加入いただけません。

保険金額と保険料(ご加入は、1タイプにつき1口のみです)

交通傷害危険のみ補償特約、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第7級)セット(保険期間:1年 団体割引:20%・過去の損害率による割引:25%)

■基本コース

家族型	タイプ	月払保険料	保険金額									個人賠償
			本人			配偶者			親族			
			死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	
D0	920円	550万円	7,200円	1,200円	550万円	7,200円	1,200円	550万円	7,200円	1,200円	3億円	
D1	1,640円	2,040万円	7,200円	4,800円	600万円	4,300円	2,900円	600万円	3,600円	2,400円		
D2	2,580円	2,400万円	10,800円	6,000円	1,440万円	9,000円	6,000円	1,440万円	7,200円	4,800円		

夫婦型	タイプ	月払保険料	保険金額									個人賠償
			本人			配偶者			親族			
			死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	
E0	620円	550万円	6,600円	1,100円	550万円	6,600円	1,100円	—			3億円	
E1	810円	950万円	4,400円	2,800円	450万円	3,300円	2,200円	—				
E2	1,640円	2,160万円	9,600円	6,000円	960万円	7,200円	4,800円	—				

個人型	タイプ	月払保険料	保険金額									個人賠償
			本人			配偶者			親族			
			死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	
F0	390円	500万円	6,000円	1,000円	—			—			3億円	
F1	890円	1,320万円	7,200円	4,800円	—			—				
F2	1,340円	2,400万円	16,200円	6,000円	—			—				

手術保険金の額は次の支払区分・倍率にてお支払いします。

(1)入院中の手術:入院保険金日額の10倍

(2)外来の手術:入院保険金日額の5倍。

(一部の軽微な手術は対象外となります。)

保険の対象となる方に関してはP.14をご参照ください。

※交通傷害型基本コースには、携行品損害、ホールインワン・アルバイトロス費用等の選択コースはありませんのでご注意ください。選択コースをご希望の方は普通傷害型基本コース(P.13~14)にご加入ください。

お支払いする事故

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.32以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

■基本コース

傷害事故

日本国内・国外を問わず交通事故によりケガをされた場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

【例】



賠償事故

個人賠償責任補償 日本国内・国外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用をお支払いします。(ゴルフ場敷地内のゴルフカートによる賠償事故を含みます)

【個人賠償責任補償の例】



●自動車保険、火災保険に個人賠償責任特約をセットされている場合は、補償が重複する可能性がございますので、ご契約内容をご確認ください。

交通傷害型の補償内容

日本国内・国外を問わず、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※1)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※1)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中(※2)の事故
- ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

(※2)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

●保険期間の開始日より前に発生した事故(ケガ・損害)によるものは、保険金をお支払いできません。

お手軽あんしんプラン

(個人型) **ST1タイプ**

熱中症危険補償特約を追加しています。

■ 死亡・後遺障害を対象外とし、お手ごろな保険料で、ケガのリスク、賠償のリスクをカバーします！



※「日常トラブルあんしんプラン」「ケガあんしんプラン」とは重複してご加入いただけません。

- ◆日本国内・国外を問わず日常生活において、交通事故を含む急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。
- ◆日本国内・国外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害保険金および費用をお支払いします。
- ◆天災危険補償特約がセットされており、地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガも補償の対象となります。

■ 補償内容と保険料 (ご加入は、1口のみです)

通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、天災危険補償特約セット(保険期間:1年 職種級別:A級 団体割引:20%・過去の損害率による割引:25%)

補償内容	お手軽あんしんプラン(ST1タイプ) 保険金額・保険料
入院保険金日額(1,000日限度)	5,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金日額(30日限度)	3,000円
個人賠償責任保険金額	3億円
月払保険料	1,010円

熱中症危険補償特約
セット

毎月の負担は少なく
リスクはしっかりカバー！

※特定感染症(P.33)による事故は、補償の対象外となりますのでご注意ください。

※普通傷害型(個人型)、お手軽あんしんプラン、日常トラブルあんしんプランのタイプに熱中症危険補償特約を追加しています。

お支払いする事故

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.32以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

傷害事故

日本国内・国外を問わず交通事故を含む急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

●これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの損害賠償金の有無などに関係なくお支払いします。

【例】



車にはねられてケガ



階段から落ちてケガ



料理中にやけど



地震でケガ

傷害総合保険は、「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「ケガ」に対して保険金をお支払いします。

「急激」とは

突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは

ケガの原因が被保険者(保険の対象となる方)の身体の外からの作用によることをいいます。

例えば、靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

賠償事故

個人賠償責任補償 日本国内・国外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用をお支払いします。(ゴルフ場敷地内のゴルフカートによる賠償事故を含みます。)

●自動車保険、火災保険に個人賠償責任特約をセットされている場合は、補償が重複する可能性がありますので、ご契約内容をご確認ください。

【個人賠償責任補償の例】



お店の商品を壊した



マンションの階下(他人の家)に水漏れを出した



他人の家のガラスを破損



飼い犬が他人に噛みついてケガを負わせた

日常トラブルあんしんプラン

(個人型) **KT1タイプ**

熱中症危険補償特約を追加しています。

法的トラブルに対処する法律相談費用や弁護士委任費用などを補償します！



※「お手軽あんしんプラン」「ケガあんしんプラン」とは重複してご加入いただけません。

◆万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、「弁護士に相談したいけど、相談の仕方がわからない…」
「相談したいけど費用が高そう…」そんな心配をサポートします。

訴訟



補償内容と保険料

(ご加入は、1口のみです)

天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)セット<保険期間:1年 職種級別:A級 団体割引:20%・過去の損害率による割引:25%>

補償内容		日常トラブルあんしんプラン(KT1タイプ) 保険金額・保険料
死亡・後遺障害保険金		600万円
入院保険金日額(1,000日限度)		6,000円
手術保険金		入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金日額(30日限度)		3,600円
被害事故補償保険金額(本人のみ)*		1億円
個人賠償責任保険金額*		3億円
弁護士費用補償	法律相談費用保険金(自己負担額1,000円)	通算5万円限度
	弁護士委任費用保険金(自己負担割合10%)	通算200万円限度
月払保険料		2,380円

熱中症危険補償特約
セット

※被害事故補償、個人賠償責任補償の詳細はP.33～34をご覧ください。

※普通傷害型(個人型)、お手軽あんしんプラン、日常トラブルあんしんプランのタイプに熱中症危険補償特約を追加しています。

弁護士費用補償 2つの保険金で気になる費用をしっかりとサポートします。

国内補償(※)

① 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額(保険期間1年間につき)
通算**5万円限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 - 自己負担額(免責金額) **1,000円**

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額(保険期間1年間につき)
通算**200万円限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 **10%**)

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらう交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払い額
1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **40万円**
(着手金15万円、報酬金25万円)

弁護士委任費用保険金のお支払い額
40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

合計 36万9,000円の保険金をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



相談できる弁護士が身近にいなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1)本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。(注5)「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。事故サポートセンター:【受付時間】24時間365日 0120-727-110

*保険金のお支払方法等重要な事項は、P.32以降に記載されていますので、必ずご参照ください。
*弁護士費用補償または個人賠償責任補償等における補償の重複については、P.36をご確認ください。

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

Q1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 **約6.5人に1人**

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「日常トラブルあんしんプラン」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…

Q2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士はいますか？

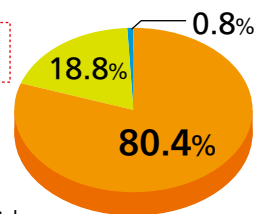
「身近に相談できる弁護士がいない」
という方が多いのが現状です。

相談できる弁護士がいない 80.4%

相談できる弁護士がいる 18.8%

わからない 0.8%

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人



出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに
損保ジャパンにて作成

Q3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と
感じている人が約6割もいます。

費用が高そうだから 62.8%

弁護士に関する情報がわからないから 37.4%

身近に弁護士がいないから 17.1%

話が難しそうだから 16.4%

その他 32.0%

わからない 1.3%

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

0 20 40 60 80(%)



弁護士費用補償

被保険者の範囲: 被保険者ご本人 

“日常トラブルあんしんプラン”が支える5つのトラブル 次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者
被保険者ご本人 お子さま
次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

①人格権侵害^(※2)
●子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
●昔の交際相手からストーカー行為をされている。
●ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
●電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故
●路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
●インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③借地・借家
●賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
●アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
●借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



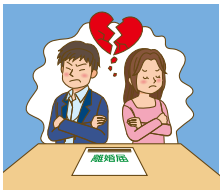
(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。


トラブルの当事者
被保険者ご本人
次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する**弁護士への各種費用が対象となります。

④遺産分割調停
●兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
●母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停^(※3)
初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。
●夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
●子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



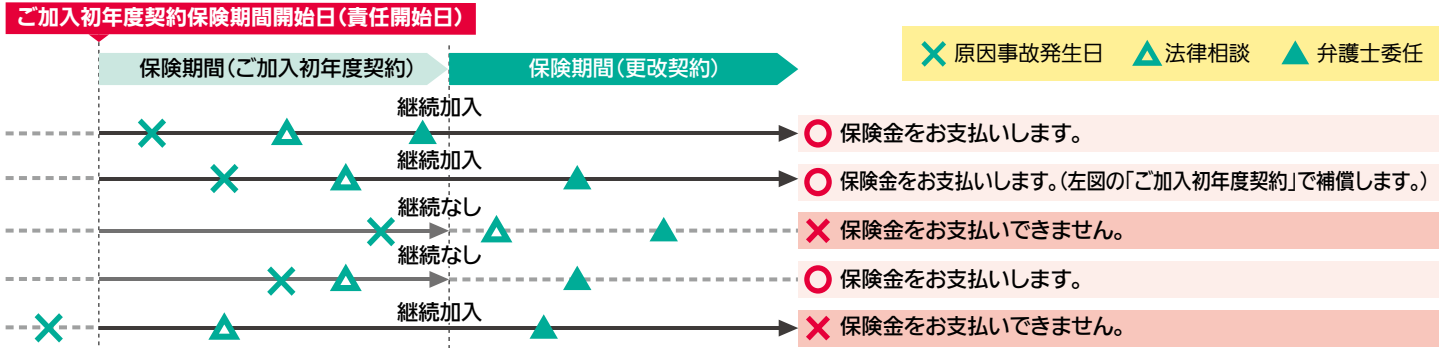
 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

✖ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。
●自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
●医療ミスによる被害事故に関するトラブル
●騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
●借金の利息の過払金請求に関するトラブル
●顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

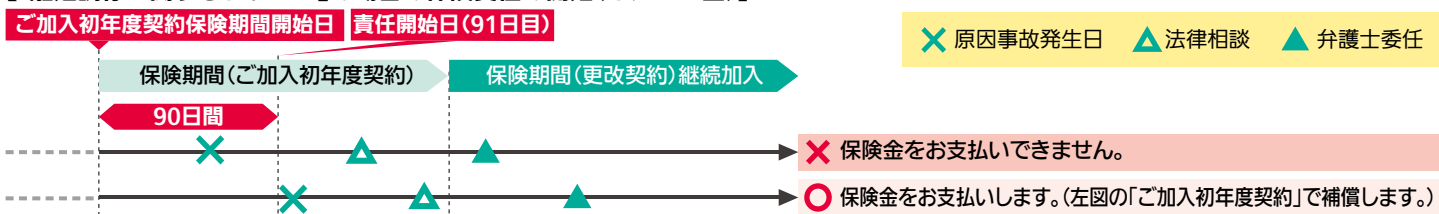
弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
■保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
■同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

子どもあんしんプラン

■ お子さま向けに必要な補償をセットした保険です。

お子さまの年齢ごとに、補償をご用意しております。詳しくは取扱代理店までご連絡ください。

大学・高校・専修学校等へ通学しているお子さまに…

月払保険料
1,160円(※)から
ご用意しております。

※基本補償A
学校卒業までの年数が
1年の場合

お支払いする事故

■ 基本補償

傷害

(国内外問わず補償)

交通事故や旅行中、スポーツやアルバイト中に、お子さまがケガをされたとき。



育英費用

(国内外問わず補償)

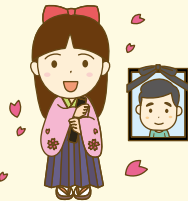
扶養者(あらかじめ指定した方)が不慮の事故で亡くなったり、所定の重度後遺障害を被ったとき。



学業費用

(国内外問わず補償)

扶養者が万一の事故で亡くなったり、所定の重度後遺障害を被られたとき、卒業までの学資費用を援助します。



■ 選択補償

個人賠償

(国内外問わず補償)

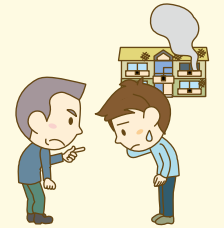
日常生活中に、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の賠償責任を負ったとき。



借家人賠償

(日本国内のみ補償)

火災・爆発事故などを起こして家主から請求された法律上の損害賠償金をお支払いします。



生活用動産

(日本国内のみ補償)

学生の生活用品、身の回り品が火災や盗難にあつて損害を受けた時、保険金をお支払いします。



0歳～18歳までのお子さまに…

一口410円から
ご用意しております。

お支払いする事故

■ 基本補償

傷害

(国内外問わず補償)

交通事故や旅行中、スポーツやアルバイト中に、お子さまがケガで死亡されたり、後遺障害を負ったとき。

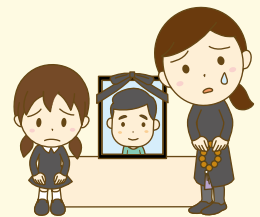
※育英費用プランの傷害補償はお子さまの死亡・後遺障害のみの補償となります。(入院、通院補償はありません。)



育英費用

(国内外問わず補償)

扶養者(あらかじめ指定した方)が不慮の事故で亡くなったり、所定の重度後遺障害を被ったとき。



- ・保険始期が毎年4月1日から1年更新となるプランです。
- ・中途加入を希望される方は、取扱代理店までご連絡ください。

インターネット手続き方法

新・団体医療保険

<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=7icdtEnxUqjA1h23aJwlvahAlpEqS3F5xWoc57LZ75M=>



傷害総合保険

<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=vYQjIOSjHiBDDTT3cOAB53GxQUQKpDsxNBxOpyZjIQ0=>



パソコンから

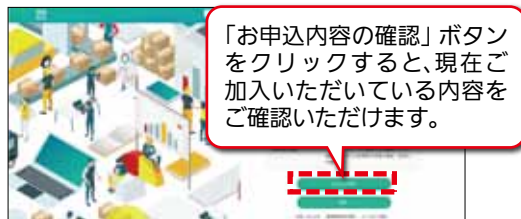
※画面イメージは、実際の画面と多少異なる場合がございます。

■ログイン画面



- 1 IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックします。
ID: 職員番号(数字6桁)
PW: 生年月日(西暦を含む8桁)
(例) 1974年4月1日⇒19740401

■募集トップ画面



「お申込内容の確認」ボタンをクリックすると、現在ご加入いただいている内容をご確認いただけます。

- 2 「お申込み手続き」ボタンをクリックします。新規でご加入いただく方は、問診ボタンをクリックするとお客様の気になる補償について保険料含めて簡単に確認が可能です。(※一部制限あり)



スマートフォンタブレットから

※画面イメージは、実際の画面と多少異なる場合がございます。

■ログイン画面



- 1 IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックします。
ID: 職員番号(数字6桁)
PW: 生年月日(西暦を含む8桁)
(例) 1974年4月1日⇒19740401

■募集トップ画面



「お申込内容の確認」ボタンをクリックすると、現在ご加入いただいている内容をご確認いただけます。

- 2 「お申込み手続き」ボタンをタップします。新規でご加入いただく方は、問診ボタンをクリックするとお客様の気になる補償について保険料含めて簡単に確認が可能です。(※一部制限あり)

【インターネット募集期間】

2022年9月 1日 00:00～
2022年9月30日 23:59まで

【IDおよびパスワード】

ID: 既加入、新規加入問わず、職員番号をご入力ください。
パスワード: ご加入者様の生年月日をご入力ください。

加入依頼書 記載例

(病気)

本保険は自動更新です。したがって補償内容に変更がない方はお手続き不要です。
 新規加入、増額、プランの変更、追加をご希望される場合は、必ず「健康状態に関する告知書」を記入のうえ、ご提出いただきます。
「健康状態に関する告知書」は別送となりますので、取扱代理店までご連絡ください。
 ※書類の被保険者氏名欄はカタカナでご記入ください。

- 例 タロウさん**
 前年まで、病気あんしんプラン(B型)に加入していたが
- 病気あんしんプラン(B型)は、前年同条件で継続加入 **①**
 - 介護あんしんプラン(K型)に新規申込 **②**
 - 【オプション】親孝行一時金支払特約(O型)〈被保険者:父イチロウ〉に新規申込 **③**

ハナコさん
 前年同条件で継続加入 **④**
 ★例の通りにて申し込みした場合は、タロウさんとイチロウさんの告知書のご提出が必要となります。

お客さまに関する情報をご記入ください。

お申込日をご記入ください。

合計保険料をご記入ください。

記入不要です。

必ずご捺印またはフルネームでご署名ください。

新しいプランにご加入する場合は、「フリーコース(新規申込)」欄にご記入ください。なお、新規でご記入の場合は「健康状態に関する告知書」のご提出が必要となりますので、取扱代理店までご連絡ください。

介護あんしんプランで【オプション】親孝行一時金支払特約(O型)を選択頂いた場合は、加入される、親御さまの情報をご記入ください。

該当がある場合は裏面にご記入ください。

この保険を全て脱退される方は③に○を付け、捺印のうえご提出ください。(申込人欄にある捺印欄にも捺印お願いします。)

新規ご加入・型変更をご希望の場合 「フリーコース(新規申込)」欄にご記入ください。

被保険者	前年同条件コース	フリーコース(新規申込)	親孝行一時金支払特約	合計保険料
タロウ	① B 1,180	② K 100	○	1,770 1,820
ハナコ	④ A 600	④ S 40	○	
イチロウ			③ ○ 850	

※保険料はパンフレットをご確認ください。※変更後の内容はフリーコースへご記入ください。
 ※ご印鑑は1枚目のみご捺印ください。

加入依頼書の最終ページがお客さま控えとなっていますので、切り離してお取りください。

加入依頼書 記載例 (ケガ)

本保険は自動更新です。したがって補償内容に変更がない方はお手続き不要です。
 ※白紙用紙は取扱代理店に請求のうえ、ご記入ください。
 ※書類の被保険者氏名欄はカタカナでご記入ください。

- 例 前年まで、普通傷害型家族型(天災なし)と【オプション】携行品損害に加入していたが
- 普通傷害型家族型(天災あり)にタイプ変更①
 - 【オプション】携行品損害は継続加入②

お客さまに関する情報をご記入ください。

お申込日をご記入ください。

合計保険料をご記入ください。

記入不要です。

必ずご捺印またはフルネームでご署名ください。

書き間違いは、二重線で訂正ください。

新規ご加入・タイプ変更をご希望の場合「フリーコース」にご記入ください。

補償内容を変更する場合、前年同タイプを二重線で消し、加入希望型をフリーコースにご記入ください。

該当がある場合は裏面にご記入ください。

この保険を全て脱退される方は③に○を付け、捺印のうえご提出ください。(申込人欄にある捺印欄にも捺印お願いします。)

前年同タイプ	フリーコース	5,300	4,920
前年同タイプ	フリーコース	5,210	
前年同タイプ	フリーコース		

※保険料はパンフレットをご確認ください。※変更後の内容はフリーコースへご記入ください。
 ※基本コースが普通傷害(家族・夫婦・個人型)の場合のみ、携行品損害、ホールインワン・アルパトロス費用にご加入いただけます。また携行品損害については、必ず基本コースの普通傷害の型に合わせます。
 ※ご印鑑は1枚目のみご捺印ください。

加入依頼書の最終ページがお客さま控えとなっておりますので、切り離してお取りください。

新・団体医療保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

病気あんしんプラン・がんあんしんプラン・介護あんしんプラン この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み: この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、がん保険特約、介護一時金支払特約等各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者: コスモエネルギーホールディングス株式会社
- 保険期間: 2022年11月25日(金)午後4時から1年間となります。
- 申込締切日: 2022年9月30日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者: コスモエネルギーホールディングス株式会社およびその系列会社の役員、社員本人
- 被保険者: 役員、社員本人またはそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。(新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。親孝行一時金支払特約の被保険者は、新規加入の場合、満40歳から満79歳(継続加入の場合は満89歳)までの方が対象となります。)
- お支払方法: 2022年12月分給与から毎月控除となります。(12回払)
- お手続き方法: 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店までご送付ください。インターネット手続きご希望の方はP.22をご確認ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		インターネット手続きまたは添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	お手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する場合はインターネット手続きまたは「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	代理店にご連絡ください。

- 中途加入: 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月25日(15日過ぎの受付分は翌々月25日)から2023年11月25日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月の給与から毎月控除します。
- 中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
※自己都合にて退職される場合は脱退となります。(OB団体への移行はできません。)
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【疾病保険特約】病気あんしんプラン

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害
疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ② 先進医療に該当する手術 ^(※2) ③ 放射線治療に該当する診療行為 $\text{〈入院中に受けた手術の場合〉疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 10(\text{倍})$ $\text{〈外来で受けた手術の場合〉疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (2) 骨髄幹細胞採取手術 ^(※1) を受けた場合は、保険期間中に確認検査 ^(※2) を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 (※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。(次ページに続きます。)	など (次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病手術保険金	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「療養の給付」とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等費用保険金 (オプション) (注)	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1)先進医療および臓器移植術をいいます。</p> <p>(※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)</p> <p>⑧妊娠、出産</p> <p>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p>

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。(※2)

- (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【がん保険特約】 がんあんしんプラン

被保険者が、責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来治療を開始された場合等に保険金をお支払いします。ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目(責任開始日)以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されたその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。</p> <p>なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にごんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)</p> <p>③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)</p> <p>④上記以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑤がん以外での入院、手術、通院</p>
がん入院保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">がん入院保険金の額 = がん入院保険金日額 × 入院した日数</p>	<p>④上記以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑤がん以外での入院、手術、通院</p>
がん手術保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p>③放射線治療に該当する診療行為</p> <p style="text-align: center;">〈入院中に受けた手術の場合〉がん手術保険金の額 = がん入院保険金日額 × 10(倍)</p> <p style="text-align: center;">〈外来で受けた手術の場合〉がん手術保険金の額 = がん入院保険金日額 × 5(倍)</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続きます。)</p>	<p>③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)</p> <p>④上記以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑤がん以外での入院、手術、通院</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん手術保険金	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、これらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> <p>(5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。</p>	(前ページに同じです。)
がん外来治療保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。なお、がん入院保険金をお支払いすべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。</p> $\text{がん外来治療保険金の額} = \text{がん外来治療保険金日額} \times \text{外来治療を受けた日数}$	
がん入院一時金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して180日を超えて入院した場合、がん入院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院については、保険金をお支払いしません。	
がん退院一時金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して20日を超えて入院した後、生存している状態で退院した場合、がん退院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

- ①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

介護あんしんプラン

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1)</p> <p>②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合</p> <p>(※1)要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。</p> <p>(※2)公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥先天性異常</p> <p>⑦地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>
親孝行一時金(オプション)	<p>被保険者(本人の親で、加入時に指定された方となります。)が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日(公的介護保険制度に基づいて申請を行った日)からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>(注1)初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。</p> <p>(注2)本特約の被保険者(親)の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)の方となります。</p> <p>(注3)保険金支払条件変更特約(親孝行一時金用)がセットされています。</p>	

介護一時金

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

- ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後には要介護状態に該当した場合を除きます。
- ①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護認定を受けた場合を除きます。

- ① 疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
- ② 被保険者が要介護認定を受けた日の支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

● 特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

＊例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書・告知書画面記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

- ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。

ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。

また、保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)

○ 補償対象外とする疾病群が複数の場合

○ 告知書・告知書画面「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合

など

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式サイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
責任開始日(がん)	ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。
外来治療(がん)	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。 保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kanan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容または申込画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書の記載内容または申込画面の入力内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者^(※1)には、告知事項^(※2)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※1)親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。

(※2)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載内容または申込画面の入力内容とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入・入力されなかった場合または事実と異なることを記入・入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

①特別な条件を付けずにご加入いただけます。

②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でご加入いただけます。)

③今回はご加入いただけません。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【疾病保険特約】

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(注1)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

(注2)がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【がん保険特約】

●ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らなにかかわらず、がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目から5年を経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

●がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(「特定疾病等対象外特約」をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

【介護一時金支払特約】

●疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。

(※)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

【親孝行一時金支払特約】

●疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の待機期間^(※)経過の翌日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の待機期間^(※)経過の翌日より前であっても、ご加入初年度の待機期間^(※)経過の翌日からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。

(※)保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日をいいます。

(注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載・申込画面へ入力された住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 〈被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について〉
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 〈重大事由による解除等〉
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 〈他の身体障害または疾病の影響〉
- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2022年11月25日(金)午後4時に始まります。
がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、親孝行一時金支払特約等については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。
注:中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月25日(15日過ぎの受付分は翌々月25日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷病状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写) など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、取扱代理店までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されているので必ずご確認ください。

傷害総合保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

ケガあんしんプラン・お手軽あんしんプラン・日常トラブルあんしんプラン この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み:この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者:コスモエネルギーホールディングス株式会社
- 保険期間:2022年11月25日(金)午後4時から1年間となります。
- 申込締切日:2022年9月30日(金) ※中途加入の場合は加入月前月の15日締切
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者:コスモエネルギーホールディングス株式会社の社員およびその系列会社の役員、社員本人
 - 被保険者:役員、社員またはそのご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。ただし、弁護士費用補償のある「日常トラブル安心プラン」にご加入される場合は未成年者を除きます。
 - 【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
 - ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます
 - 【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。
 - ※被保険者本人との続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - 【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法:2022年12月分給与から毎月控除となります。(12回払)
- お手続き方法:下表のとおり必要書類にご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。インターネット手続きご希望の方はP.22をご確認ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		インターネット手続きまたは添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	お手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*	前年と条件を変更する場合はインターネット手続きまたは「加入依頼書」をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	代理店にご連絡ください。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は取扱代理店までお問い合わせください。

(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入:保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月25日(15日過ぎの受付分は翌々月25日)から2023年11月25日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月の給与から毎月控除します。
- 中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
※自己都合にて退職される場合は脱退となります。(OB団体への移行はできません。)
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【普通傷害型】ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)]によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。**(お手軽あんしんプランは除きます。)**

(※)保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金 ケガあんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの (次ページに続きます。)
	死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	
後遺障害保険金 (第1級~第7級) ケガあんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42% ^(※) ~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(42% ^(※) ~100%) (※)「後遺障害等級限定補償特約(第1級~第7級)」をセットしています。	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償) 入院保険金 ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン 手術保険金 ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン 通院保険金 ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数}(1,000\text{日限度})$	(前ページの続きです。) ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(大災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの) ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、(入院中に受けた手術の場合)の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)}$ $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)}$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。	
	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日 ^(※1) を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日(※1)限度)}$ (※1)通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。 (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※2) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※2)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
被害事故(国内外補償) 被害事故補償(注) 日常トラブルあんしんプラン	被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害 ^(※) が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠償保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)被害事故とは第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの) ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など
傷害(国内外補償) 【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】(葬祭費用対象外) ケガあんしんプラン(普通傷害型)・日常トラブルあんしんプラン 特定感染症 ^(※1) を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※1)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症 ^(※2) をいいます。2022年6月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎり)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、等が該当します。 (※2)新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎり)であるものにかぎりです。	日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計額をお支払いします(自己負担額はありせん)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち上がったことなどで列車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりです。)。ただし、本人に関する事故にかぎりです。 (次ページに続きます。)	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>賠償責任</p> <p>個人賠償責任 (国内外補償)(注)</p> <p>ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン</p>	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>カ. イ. から工. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2) 次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害</p> <p>⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 <p>など</p> <p>(※1) 次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>(※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
<p>物の損害の補償</p> <p>携行品損害 (国内外補償) (注)</p> <p>ケガあんしんプラン</p>	<p>偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2) 次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 <p>など</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥欠陥</p> <p>⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬずみ食い、虫食い等</p> <p>⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</p> <p>⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故</p> <p>⑩置き忘れ(※2)または紛失</p> <p>⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損</p> <p>⑫楽器の音色または音質の変化</p> <p>など</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
<p>費用の補償</p> <p>ホールインワン・アルパトロス費用 (国内のみ補償)(注)</p> <p>ケガあんしんプラン</p>	<p>日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルパトロスをを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルパトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)</p> <p>②祝賀会費用(※3)</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。</p> <p>(次ページに続きます。)</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>③日本国外で行ったホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>など</p> <p>(次ページに続きます。)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償 ホールインワン・アルバトロス費用(国内のみ補償)(注) ケガあんしんプラン	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。</p> <p>(注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください！</p> <ul style="list-style-type: none"> キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なるもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎり)が提出できる場合</p> <p>④同伴競技者以外の第三者(※5)が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。</p> <p>(※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>(前ページの続きです。)</p>

【弁護士費用補償】(弁護士費用総合補償特約) 日常トラブルあんしんプラン

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(注) 法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金 日常トラブルあんしんプラン	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①から⑤までのいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下①・②・⑤のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。</p> <p>なお、①・⑤のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>①被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>②借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。</p> <p>③離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。</p> <p>(注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>④遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。</p> <p>(注)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</p> <p>⑤人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。</p>	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <p>①故意、重大な過失または契約違反</p> <p>②自殺行為(※3)、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用</p> <p>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥国または公共団体の強制執行または即時強制</p> <p>⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。</p> <p>⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル</p> <p>⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由</p> <p>⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。</p> <p>⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など</p> <p>(※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合は保険金をお支払いします。</p>

(次ページに続きます。)

(次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合			
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象) 弁護士費用(注) 法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金 日常トラブルあんしんプラン	(前ページの続きです。) (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。	(前ページの続きです。) 【各トラブル固有の事由】 前記①に該当する場合			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="357 197 485 228">保険金種類</th> <th data-bbox="485 197 1114 228">お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> </table>	保険金種類	お支払いする保険金の額	②自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ③医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ④あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑤薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑥身体美容または整形	
	保険金種類	お支払いする保険金の額			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="357 228 485 376">法律相談費用保険金</td> <td data-bbox="485 228 1114 376"> 法律相談^(※4)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額＝損害の額－自己負担額1,000円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 376 485 577">弁護士委任費用保険金</td> <td data-bbox="485 376 1114 577"> 弁護士委任^(※4)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費^(※5)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額＝損害の額×(100%－自己負担割合10%) </td> </tr> </tbody> </table>	法律相談費用保険金	法律相談 ^(※4) の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額＝損害の額－自己負担額1,000円	弁護士委任費用保険金	弁護士委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費 ^(※5) を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額＝損害の額×(100%－自己負担割合10%)	前記①・②・⑤に該当する場合 ⑦被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由
法律相談費用保険金	法律相談 ^(※4) の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額＝損害の額－自己負担額1,000円				
弁護士委任費用保険金	弁護士委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費 ^(※5) を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額＝損害の額×(100%－自己負担割合10%)				
(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2)財物の盗難または詐取にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎります。 (※3)遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。 (※5)諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。	前記①・⑤に該当する場合 ⑧環境汚染 ⑨環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑩騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑪電磁波障害				
	前記③に該当する場合 ⑫被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル など				

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【交通傷害型】ケガあんしんプラン

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故 ③駅の改札口を入れてから出るまでの間における事故

④交通乗用具の火災

(※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金 ケガあんしんプラン	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
後遺障害保険金(第1級～第7級) ケガあんしんプラン	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42% ^(※) ～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(42% ^(※) ～100%) (※)「後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)」をセットしています。	⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故
入院保険金 ケガあんしんプラン	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故
手術保険金 ケガあんしんプラン	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、(入院中に受けた手術の場合)の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。	⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故
通院保険金 ケガあんしんプラン	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日 ^(※1) を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日 ^(※1) 限度) (※1)通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。 (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等 ^(※2) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※2)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故
個人賠償責任(国内外補償) ケガあんしんプラン	日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 (次ページに続きます。)	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴付に起因する損害賠償責任 (次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">個人賠償責任(国内外補償)</p> <p style="text-align: center;">個人賠償責任 (国内外補償)(注)</p> <p style="text-align: center;">ケガあんしんプラン</p>	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。</p> <p>カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2) 次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 <p>(※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p>	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>⑨ 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩ 環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪ 受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害</p> <p>⑫ 受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 <p>など</p> <p>(※1) 次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>(※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義												
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">トラブルの種類</th> <th style="text-align: center;">原因事故の発生時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生時	被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
	トラブルの種類	原因事故の発生時											
	被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時											
	借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)											
	離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時											
遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。												
財物	被保険者または被保険者の未成年の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。												
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。												
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。												
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。												
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。												

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載または申込画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入・申込画面に入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等に記載または申込画面に入力された事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- 〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者ご本人の職業または職務(ケガあんしんプラン交通傷害型を除く)
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入・入力されなかった場合または事実と異なることを記入・入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- [弁護士費用総合補償特約]
- ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【ケガあんしんプラン交通傷害型を除く】

- 加入依頼書等記載・申込画面に入力された職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- 加入依頼書等記載・申込画面に入力の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ず取扱代理店にお申し出ください。

〈被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について〉

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手持方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

〈重大事由による解除等〉

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

〈他の身体障害または疾病の影響〉

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2022年11月25日午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月25日(15日過ぎの受付分は翌々月25日)に保険責任が始まります。

[弁護士費用総合補償特約]

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできない場合があります。なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- など

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約(傷害総合保険)は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	44.7%
三井住友海上火災保険株式会社	30.2%
東京海上日動火災保険株式会社	1.9%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	23.2%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト

(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【ケガあんしんプラン交通傷害型以外にご加入の方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

【『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

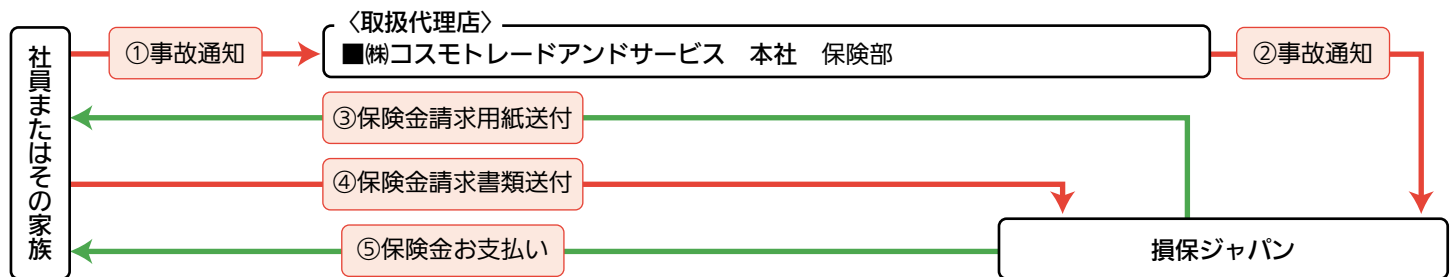
- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

万一事故にあった場合は

- 事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。**事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金をお支払できないことがあります。**
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金請求用紙は事故のご連絡があり次第保険会社よりお送りします。
- 保険金請求状況によっては次年度よりご継続をお断りさせていただく場合があります。**



保険金のご請求にあたって

保険金請求者は被保険者ご本人となります。

※未成年者の場合は親権者が代わりにご請求いただきます。

被保険者が死亡された場合は、法定相続人の代表者からご請求をいただくこととなります。

※法定相続人の有無等については所定の公的書類をご提出いただきます。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

「自転車事故」への備えは万全ですか？

ご存知
ですか？

自転車事故は約**5分20秒**に**1件**発生しています。

※警察庁「平成27年の交通事故の発生状況」および
「平成27年における交通死亡事故の特徴について」から作成

自転車が加害者となる事故が多発！

子ども(未成年)の加害事故、賠償責任は親に！

自転車側に**1億円近い高額賠償**を命じる判決も！

【高額賠償の例】

賠償額
9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)



義務化します！ 自治体での**保険加入義務条例の制定**がすすんでいます！

【例】 埼玉県:2018.4.1施行 京都府:2018.4.1施行 大阪府:2016.7.1施行
名古屋市:2017.4.1施行 東京都:2020.4.1施行

グループ損害保険(傷害)で個人賠償3億円まで補償可能です！

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店 **株式会社コスモトレードアンドサービス 本社 保険部**
〒105-8325 東京都港区芝浦1-1-1 浜松町ビルディング7階
TEL 03-3798-9318(フリーダイヤル 0120-556-484) FAX 03-3798-9416
(受付時間:平日の午前10時から午後5時まで)

●引受幹事保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 企業営業第六部第一課**
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL 03-3231-4176 FAX 03-3231-9910 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808(通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。